



相続&事業承継で 頼りになる

プロフェッショナル



豊かな経験と行動力に富む専門家が問題解決

ダイヤモンド社(編)

あなたの近くの
税理士・司法書士・弁護士・
行政書士・経営コンサルタント
を探すために—。

相続に強い
プロが
ここにいる!

使って便利な「地域別」専門家ガイド!

ダイヤモンド社

税務ドックで相続の生前対策を万全に

相続カルテをつくり、資産状況を毎年アップデート



相続・事業承継グループ
代表社員 税理士 市瀬洋平
会計事務所、大手監査法人系税理士法人を経て現職。
数多くの相続税と法人税の税務調査に立ち会う。
2016年度から青山学院大学の税理士特別講座、
2019年度から寄附講座で講師を務める。

正確な資産状況診断で 相続対策を可視化できる

子どもたちに公平にと思ってやったことが、後になって不公平や、思わぬ不利益につながってしまう…。一族仲がいいと思っていたら、妹夫婦が突然聞きなれない法律用語を使って遺産分配がこじれた…。

予想外の問題が立て続けに起こるのが相続です。まさかの事態を防ぐためには、生前のうちにできるだけ備えをしておくに限りです。そして備えを始める第一歩は、現状を正確に把握することに尽きるでしょう。

私たちがご提案している「相続カルテシステム」では、相続と税務の専門家が、お客様の資産状況と、相続をめぐる環境について、事細かに調べ上げます。資産状況と相続をめぐる環境は、時間とともに変わっていきます。ですから毎年一度は人間ドックにかかるのと同様に、資産と税務のドックを行い、「相続カルテ」を毎年更新していきます。

カルテを常に最新のものにアップデートし、「遺産分割対策」「納税対策」「節税対策」をしっかりと検討する。お客様1人ひとりのご要望をきちんと反映させながら、定期的な面談を

通して、損得勘定だけではなく人情の機微を理解し、お客様の気持ちに寄り添って、滞りなく財産や思いを残すお手伝いをしたい。設立以来、この変わらぬ理念を基に、私たちはたくさんの方の相続のお手伝いを経験してきました。

夫婦間での自宅の贈与 「おしどり贈与」について

配偶者に自宅などを生前贈与すると、2000万円までが非課税になる「贈与税の配偶者控除（おしどり贈与）」という制度があります。

2019年の7月以前まで、おしどり贈与を活用した自宅の生前贈与は、相続財産の先渡しとみなされる場合があります。せっかく生前贈与をしたものの、遺産分割の際に分割協議の対象となる相続財産に持ち戻されるため、他に財産が少ない場合、自宅を手放す事態が発生しかねませんでした。それが2019年7月1日以後、配偶者への自宅の贈与

や遺贈は、遺産分割において遺産に含めなくて良いことになりました。しかし、自宅の生前贈与が有用かどうかはご家族ごとに状況が異なり様々な注意が必要です。

税理士選びのポイント 豊富な経験と税務調査対応力

実はほとんどの税理士は企業税務が専門で、個人の相続対策に詳しい



相続や事業承継をはじめとした税務に関する知識と実績が豊富なメンバー。

専門家は少ないのが現状です。相続税額を左右する土地評価に精通し、税務調査への対応力があり、弁護士や司法書士とのネットワークを構築している税理士ならば、心強いでしょう。資産状況は家によってバラバラで、そのため効果的な生前対策も家によって違います。対策の立案、計画の実行までお客様1人ひとりのニーズに応じてきめ細やかなサポートを行い、最適な「治療法」をご提案致します。

代表者 ●理事長 迫本栄二
設立 ●1990年
所属 ●東京税理士会 京橋支部
職員数 ●24人（有資格者数13人）
所在地 ●〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-13 日土地銀座ビル3F
TEL ●03-3541-2958
(平日9:30~17:30)
URL ●https://www.ktctax.com
関連法人 ●新創監査法人